

○うるま市景観みどり審議会規則

平成23年6月21日

規則第26号

改正 平成26年12月24日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、うるま市附属機関設置条例(平成17年うるま市条例第19号)第2条及びうるま市景観条例(平成23年うるま市条例第5号)第33条の規定に基づき、うるま市景観みどり審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、うるま市景観条例に規定する景観づくり及びうるま市みどり条例(平成17年うるま市条例第143号)に規定するみどりの保全及び緑化の推進に関する事項を調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種市内団体が推薦する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによ

る。

- 4 会長は、会議における審議の参考に供するため必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成26年12月24日規則第43号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前のうるま市景観審議会規則(以下「旧規則」という。)の規定により委員である者は、この規則の施行の日に、改正後のうるま市景観みどり審議会規則(以下「新規則」という。)の規定による委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新規則第4条の規定にかかわらず、同日における旧規則の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。